

総括的議論に向けたこれまでの議論の整理について（素案）

- 審査支払機関の在り方に関する検討会（平成22年4月～10月：第1回～第7回）において、審査の質の向上、審査・支払の業務の効率化、組織の在り方等について検討を行い、議論を一巡したことから、総括的議論に向けて、これまでの議論を中間的に整理したものである。

①統合、競争促進の観点からの組織の在り方等

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	総括的議論（11月）でさらに議論いただきたいもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの（検討会設置以降に実施したものも含む）
[統合の観点からの組織の在り方]	<p>[統合の観点からの組織の在り方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織を統合した場合の効果の定量的な検証 ○国保連が行っている保険者業務や市町村から受託業務との関係 <p>[支払基金と国保連の業務の共同処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支払基金と国保連の業務の集約化・委託・共同処理について（都道府県単位、全国レベル等） 【統合・競争等の組織の在り方で議論予定】 <p>(これまでの議論における意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の機能はかなり共通しており、長期的に一緒にやっていく仕組みがありうるのではないか。 	<p>[システムの共同開発・共同利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進 <p>(※) 支払基金は、レセプト電算処理システムの開発に当たり、レセプト情報の記録仕様や診療行為の基本マスター、医療機関マスターを作成、国保中央会に提供。</p> <p><支払基金・国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金は、22年診療報酬改定に対応した基本マスターを更新、提供。（国保中央会に提供され国保は件数按分で経費を負担）【22年3月】 ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様を更新、提供。（国保中央会に提供され経費負担）【22年5月】
[競争の観点からの組織の在り方、競争環境の整備]	<p>[競争の観点からの組織の在り方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織の競争環境を整備した場合の効果の定量的な検証 <p>(これまでの議論における意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連が果たしている保険者業務の機能など、国保連と支払基金との違いを踏まえるべき。 ・全国唯一の組織、業務独占になるので、規制改革会議が求める競争促進と矛盾するのではないか。 ・既に保険者の直接審査、自由な参入を認めており、統合で唯一の組織とするのは矛盾ではないか。公共的なもので自由な参入を認めるべきでないとするのか、自由化でやるなら紛争処理の仕組みをどうするのかを整理すべき。 	<p>[支払基金と国保連の競争環境の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支払基金と国保連の相互に審査の委託が可能な環境整備（通知発出等） <p>(※) 現行法上は、健保組合等は国保連に、市町村国保は支払基金に審査の委託が可能。</p> <p>[業務制限の撤廃]</p> <p>【業務範囲の見直しは、法改正が必要】</p> <p><支払基金の要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金（正常分娩分） ・柔道整復療養費の審査支払業務 <p><国保連の要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の審査支払業務 ・柔道整復療養費の審査支払業務の範囲拡大、申請様式の統一化、全国決済制度の導入

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	総括的議論（11月）でさらに議論いただきたいもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの（検討会設置以降に実施したものを含む）
		<p>[保険者業務・市町村からの受託業務の拡大]</p> <p>＜国保連＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次審査における被保険者資格チェックの実施【23年度～】 ・診療報酬と介護報酬の突合確認の推進【23年度～】 ・審査支払情報を活用した医療費通知、ジェネリック差額通知の作成【23年度～】 ・オンラインにより保険者がレセプト点検や過誤・再審査請求できる「保険者レセプト管理システム」を構築【23年5月～】 ・連合会保有データ（国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等）により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【23年度～】 ・後期高齢者医療制度廃止・市町村国保の都道府県単位化への対応（保険者の事務処理共同化の受け皿）【25年度～】
<p>[保険者の直接審査の推進]</p> <p>○審査システムの効率化等の観点からの保険者の直接審査や保険者が委託する民間のレセプト点検機関の参入の促進</p> <p>(注) 国保連は、実質的には、保険者による直接審査である。</p>	<p>[保険者の直接審査の推進]</p> <p>○健保組合の医科・歯科レセプトの直接審査における紛争処理ルールの整備</p> <p>(※) 調剤レセプトの直接審査では、支払基金からの適正な意見を受ける契約の締結による紛争処理ルールの取決めが整備。</p>	<p>[調剤レセプトの直接審査の推進]</p> <p>○健保組合の調剤レセプトの直接審査における対象薬局の追加手続きの簡素化</p> <p>・個別薬局を組合の規約に規定する取扱いの廃止【22年10月通知改正】</p>

②審査の質の向上に関する論点

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したもの)を含む)
<p>[審査の均一性の確保のための取組の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査の均一性の確保のため、支払基金と国保連の判断基準の統一化、審査における判断基準の差を縮小するためのITの活用の推進。 <p>[均一性に影響を与えていた要因]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の保険診療ルールは、個別性を重視する医療の要請との関係で相当程度の裁量の余地を認めている。診療行為がルールに適合するかどうかをすべて機械的に判断することは困難である。 ○学会において治療方針や術式等の見解が固まっておらず、教育機関である地元大学の見解が地域ごとに異なる結果、ローカルルールが存在しているものもある。 	<p>[審査の判断基準の統一化、ITの活用等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支払基金と国保連の判断基準の統一化の手法。学会を含めて、専門領域別に判断基準を統一化する仕組み（全国レベル、都道府県単位レベル） <ul style="list-style-type: none"> ・基金と国保連、地方厚生局との連絡協議会の設置【22年度～】 ○医学や技術の進歩について、学会ガイドラインや保険診療ルールに的確に反映させていく（反映するタイムラグを縮小していく）手続き。支払基金・国保連に対する疑義解釈（回答）の迅速化。 ○支払基金の支部間、各都道府県国保連間における判断基準の統一化 <ul style="list-style-type: none"> <支払基金> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者の指摘に迅速に対応するため、本部に「審査に関する苦情相談窓口」を設置【22年6月～】 ・新たな支部間差異が生じないよう、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月～】 ・審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月～】 ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築【22年6月～】 ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】 <国保連> <ul style="list-style-type: none"> ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会、常務処理審査委員連絡会議による国保連間の審査基準統一の推進 ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度～】

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)
	<ul style="list-style-type: none"> ○審査の透明化や請求誤りを予防するため、審査の判断基準や審査データの公表の推進。 ○審査委員への統一の判断基準の周知や判断を支援するツールなど、審査における判断基準の差を縮小するためのＩＴの活用の推進 <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】 ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】 ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助の職員の事務能力の向上（研修の充実等） <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査事例データベースの構築【23年度～】 ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】 ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】 ・電子化に対応した職員の適正配置による審査事務共助充実【23年度～】 ・審査事務共助職員の能力向上（研修充実、資格制度の検討）
<p>[審査におけるＩＴの活用の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レセプトの原則電子化や医療の高度化等を踏まえた、審査におけるＩＴの活用の推進。 <p>[参考] ＩＴ活用のための審査体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の保険診療ルールは、裁量の余地を認めており、診療行為がルールに適合しているかどうかをすべて機械的に判断することは不可能。コンピュータチェックを充実しても、人でなければできない審査が存在する。 ○コンピュータチェックの発展途上では、これまで目視で看過されていた疑義が網羅的に摘示され、査定に結びつくものに絞り込む精度が不十分であるため、審査委員及び職員の事務処理負担は増大する。 	<p>[審査におけるＩＴ活用のための環境整備、審査データの活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子レセプトのコンピュータチェックの拡充、電子点数表を活用した算定ルールに対する適合性の点検システムの導入 <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病名と医薬品の適応・用量との適応の適否を点検するチェックマスターの構築【22年2月～コンピュータチェックの導入】 ・傷病名と処置・手術・検査の適応との対応の適否等を点検するシステムの導入【22年10月～、順次拡充】 ・医科電子点数表の作成、ホームページに公表【22年3月～】 ・医科電子点数表を活用した点検システム導入【23年4月目途】 ・歯科電子点数表の作成、ホームページに公表【22年10月目途】 ・歯科電子点数表を活用した点検システムの導入【23年度中目途】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプトに対応した画面審査システムの拡充【22年度～】 ・算定ルールチェック項目の増加【22年度中】 ・審査支援チェック項目の増加【22年度中】

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)
	<p>○レセプト情報の集約・整理と審査の効率化のための審査体制の整備</p> <p>　<支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】(再掲) ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】(再掲) ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助の職員の事務能力の向上(研修の充実等) (再掲) <p>　<国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2画面システムの全国保連への導入【22年9月】 ・審査事例データベースの構築【23年度～】(再掲) ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】(再掲) ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】(再掲) ・審査事務共助職員の能力向上(研修の充実、資格制度の検討)(再掲) ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度～】(再掲) <p>○電子レセプトの突合審査、縦覧審査等の実施【支払基金：23年3月診療分、国保連：23年4月診療分～】</p> <p>○電子レセプトの記録条件仕様や記載要領のうち、コンピュータチェックに支障があるものの見直し</p> <p>○再審査における電子化の推進</p> <p>　<支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる再審査等請求の受付開始 <p>　<国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再審査画面システムの稼働【23年度～】 <p>○医療の透明性や質の向上、診療ガイドラインの普及、疾病管理等の観点から審査データの公開、活用</p> <p>　<支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の分析評価の実施(22年診療報酬改定の影響を診療項目別に分析) 【22年8月公表】 <p>　<国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合会保有データ(国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等)により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【23年度～】(再掲)

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	総括的議論（11月）でさらに議論いただきたいもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの（検討会設置以降に実施したものを含む）
<p>[審査委員会の機能の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療が高度化・専門分化する中、小さい県では専門分野の審査委員の確保が難しくなっている。 ○合議による審査は、複数の専門の審査委員がチェックする仕組みとして機能している。 ○レセプト数が増え、専門の審査委員の確保が難しく、全レセプトで合議の結論を出すのが实际上困難になっている。 	<p>[県単位の審査体制の弾力化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門診療科に属するレセプトについて中央やブロック単位での審査等 【支払基金が県ごとに審査委員会を設置する体制を見直す場合、法改正が必要】 ○特別審査の対象レセプトの範囲拡大 <p>[再審査の仕組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ブロック単位の審査委員会が再審査を、中央に設置した特別審査委員会等が再々審査を行う仕組み 【県単位の審査委員会が原審査したレセプトを特別審査委員会が再審査する仕組みとする場合、法改正が必要】 <p>[三者構成の仕組み等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三者構成の仕組み、医師・歯科医師による審査について ○調剤レセプトの審査に薬剤師が関与する体制（審査の質の確保と薬剤師の配置に伴うコストの両面等から検討） 【審査委員会の構成は、法改正が必要】 (注) 国保連では従来から調剤審査を実施 <p>(これまでの議論における意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の審査委員会は、立場の違いを明確にした審査が行われていない点で、三者構成の仕組みが実態で機能していないのではないか。 ・審査委員は、どちらの側か必ずしも明確に意識していないが、医師・歯科医師として、保険ルールに則って適切な医療が行われるよう、中立的な立場で審査しており、大きな対立軸はあり得ないのではないか。 	<p>[各県の審査委員会の連携等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各県の審査委員会に対する専門診療科ごとの支援体制の整備 ○各県の審査委員会の連絡調整機能等の強化 ○審査委員会相互間の連携、他県の審査委員会の専門医によるコンサルティング（審査照会）のネットワークの構築 <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな支部間差異が生じないよう、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月～】（再掲） ・審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月～】（再掲） ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築【22年6月～】（再掲） ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】（再掲） <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会の充実、常務処理審査委員連絡会議の活用

③審査・支払の業務の効率化に関する論点

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	総括的議論（11月）でさらに議論いただきたいもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの（検討会設置以降に実施したものを含む）
<p>[効率的な業務運営の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療保険の運営コストの削減の観点から、審査支払機関において効率的な業務運営に一層取り組むことが必要。 <p>[支払いの早期化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化【医療保険部会で議論】 <p>[法人運営の合理化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資産等の整理合理化、業務運営の見直し【統合・競争等の組織の在り方で議論予定】 	<p>[都道府県別の業務処理の見直し]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県単位、ブロック単位、全国レベルにおける業務の集約化・委託・共同処理について 【統合・競争等の組織の在り方で議論予定】 <p>[支払いの早期化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化【医療保険部会で議論】 <p>[法人運営の合理化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資産等の整理合理化、業務運営の見直し【統合・競争等の組織の在り方で議論予定】 	<p>[システムの共同開発・共同利用]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進 <p><支払基金・国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金は、22年診療報酬改定に対応した基本マスターの更新。国保中央会に提供【22年3月】 ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様の更新、提供。(国保中央会に提供され経費負担)【22年5月】 <p>[支払いの早期化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化 <p>[業務効率化、保有資産の整理合理化等]</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的診療科に属する電子レセプトの審査は、ブロック中核支部が他の支部の審査事務を支援する体制に移行【23年度～】 ・資金管理業務の本部への集約化【23年4月～】 ・支部の庶務・会計業務のうち可能なものを本部又はブロック支部に移管【23年度～段階的に移行】 ・職員定数の削減：27年度の職員定員を22年度と比較して約13%減(4934人→4310人)【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・小規模な支部の支部長は、近隣の支部の支部長が兼任する体制を導入【22年度に鳥取支部、23年度～段階的に移行】 ・給与水準の引下げ【ラスパイレス指数で100となるよう給与体系見直しを厚労省が要請、新サービス向上計画案で提示(22年9月)】 ・保有宿舎の整理合理化【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・システム専門役の採用【22年4月】 ・コンピュータシステム関連経費の縮減

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	総括的議論でさらに議論いただきたいもの	厚生労働省・審査支払機関において 具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)
		<p>＜国保連＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連の審査支払関係システムに共通する機能・データを管理する「共通基盤システム」を構築【23年5月～】 ・国保連に共通するシステムは、国保中央会が開発・保守を行うことを原則化。システム開発・機器調達における競争入札を徹底し、国保連共通のシステム・機器については一括調達を原則化【22年度】 ・仮想化技術の活用等により、機器台数、機器導入及び運用・保守について、全国1拠点化を含め、拠点の集約化等について検討【28年度頃】 ・システム開発体制の強化のため、国保中央会に民間からシステム担当理事を公募採用するとともに、システムコンサルタントの増員、システム監査人の役割強化を実施【22年度】 ・間接部門の業務について、国保連間での標準化・集約化等を検討
<p>[審査手数料の引下げ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レセプトの電子化や業務の効率化によるコスト削減を通じた審査手数料の引下げ <p>[審査手数料と査定率との連動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査委員会の審査は、医師又は歯科医師の専門的知見に基づく判断であり、審査手数料と査定率との連動は、査定のインセンティブになりえない。 	<p>[審査手数料の在り方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レセプト件数を基準とした支払基金の審査手数料の体系 【支払基金の事務費用を保険者がレセプト件数に応じて支払う仕組みを見直す場合、法改正が必要】 	<p>[コスト構造の見える化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制度の運営コストの見える化等を図るため、審査、請求支払、管理等の業務区分ごとのコストの提示 <p>＜支払基金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金における支部別の審査手数料の提示 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 平成23年度以降、審査業務、請求支払業務及び管理業務を区分し、区分ごとに手数料で賄われる支出をレセプト件数で除して手数料を算定する方向で、保険者団体と協議。 </div> <p>＜国保連＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連における統一的なコスト分析の方法や複式簿記の導入を検討【22年度中】 ・国保連における市町村国保以外の者が委託した場合の審査手数料の提示【23年度～】

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	総括的議論でさらに議論いただきたいもの	厚生労働省・審査支払機関において 具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)
		<p>[コスト削減に応じた審査手数料の引下げ] ○保険者からの審査手数料の引下げ</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査手数料の引下げ：27年度の水準を22年度と比較して約11%引き下げ(90.24円→80円)、29年度と比較して約25%引き下げ(107.29円→80円)を目指す。【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・27年度における支出に係るコスト構造の見込みを提示【同上】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払手数料は毎年引き下げており、今後とも努力する(平成10年度84.82円から平成20年度68.05円へ16.77円の引き下げ) ・全国決済手数料(111.6円)の引下げの検討【23年度～】 <p>[後期高齢者医療制度廃止に伴う手数料見直し]</p> <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の多くが国保の被保険者になることに伴い、国保連の手数料体系全体を見直す【25年度】

検討会における議論の構造（未定稿）

<目指すべき姿>

審査の判断基準の統一化

- 審査基準の明確化、公表

審査の標準化

- 基準のあてはめ、幅の収束化におけるITの活用

レセプトの電子化に対応した制度、システム

- レセプトデータの活用
- 審査におけるITの活用
- 審査や健診情報へのフィードバック

審査機能の強化

- 医療の高度化・専門化への対応
- 審査におけるITの活用

効率的な制度、システム

- 業務運営の効率化、集約化、共同処理
- 手数料・コストの引下げ

現在の審査支払機関の機能

«集約化(統合指向)» ⇔ «分散化(競争促進指向)»

高額レセプト

一般のレセプト

再審査

中立性
代表性（三者構成）

審査の相互乗り入れ

保険者の直接審査

共通のシステム基盤の整備

請求・支払事務

[国保連]

保険者業務
保険者支援

※1 「保険者の直接審査」「審査の相互乗り入れ」は、保険診療ルールの適合の確認の機能をもつが、審査機関の機能の論点との整理という点で、紛争処理機能の論点に置いている。

※2 「目指すべき姿」の各項目は、集約化又は分散化の議論の方向性を予断するものではない。

1. 都道府県単位の審査体制の在り方について

都道府県単位の審査体制に関する検討会におけるこれまでの指摘

- 支払基金及び国保連の審査は、現在、高額レセプトを除き（※1）、都道府県単位で原審査及び再審査を行っているが、検討会において、以下のような指摘がされている。
 - ・ 各都道府県の支払基金支部及び国保連間で、審査の基準の適用にローカルルールがある。
 - ・ 医療の高度化が進んだ結果、小さい県など一部の支払基金支部及び国保連では、各専門分野において必要な審査委員を確保することが難しくなっており、医療提供体制の地域差や審査のコストの点でも非効率である。
 - ・ 同じ審査委員会で再審査を行っても、保険者又は医療機関の納得が得られず、審査が堂々巡りになっている事例があるので、上級処理機関を設けるべきではないか。
 - ・ 制度の運営コストの削減の観点から、審査機関において、効率的な業務運営に一層取り組むことが必要である。

（※1）支払基金本部及び国保中央会では、医療の高度化・専門化に対応して大学病院等の高額レセプトを重点的に審査するため、昭和59年にそれぞれ「特別審査委員会」を設置し、高額レセプトを審査している（対象レセプト：昭和59年 医科55万点以上、歯科20万点以上、漢方5千点以上 → 現在 医科40万点以上、歯科20万点以上、投薬4千点以上）

さらに議論すべき論点

＜高度・専門性を有するレセプトの審査体制の在り方＞

- 一定の高度・専門性を有するレセプトは、例えば、中央やブロック単位（※2）で集約化して審査することが適当かどうか。また、実務上、対応可能かどうか。
- 集約化した場合、審査基準の平準化や運営コストの効率化の観点から、支払基金と国保連で統一して機能することが要請されるのではないか。

＜再審査の審査体制の在り方＞

- 県単位の審査委員会の決定では納得が得られない場合に、例えば、ブロック単位又は中央に置く「上級の審査組織」が審査することについて、どのように考えるか。

（※2）支払基金では、専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築や、審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」を開催して、専門分野の審査機能の強化を図っている（22年6月～）。

高度・専門性を有するレセプトの審査体制の在り方

- 一定の高度・専門性を有するレセプトは、例えば、中央やブロック単位で集約化して審査することが適當かどうか。



1. そもそもレセプト審査は、中央やブロック単位に集約化することが適當か。県単位に分散化することが適當か。
⇒ 以下の理由から、一定の高度・専門性を有するレセプトについては、集約化して審査することが適當ではないか。

(理由)

- ① レセプトのうち、請求内容が複雑多岐にわたるものや県単位では必要な審査委員を確保できないものは、高度・専門的な審査体制を確保する観点から、県単位ではなく集約化して審査する方が、効果的かつ効率的な審査ができるのではないか（※1）。
- ② 請求額が小さいレセプトは、適正な審査の確保と審査コストとを比較考量すると、診療傾向やこれまでの審査実績を考慮して、審査対象の医療機関を選別、重点化して審査することが効率的ではないか（※2）。
この重点化した審査は、（イ）中央で集約化して審査すれば、一定の管理コストの節減は図れるが、（ロ）多数の医療機関がある中で、審査の対象医療機関の効果的な選別や指導を行う点（これによる請求の適正化を含む）、（ハ）相当数の審査委員を確保する必要がある点を考慮すると、県単位の体制の方が、効果的かつ効率的な審査ができるのではないか。

（※1）現在、医科40万点以上、歯科20万点以上の高額レセプトは、中央（支払基金本部及び国保中央会）の特別審査委員会で審査している。この件数は、以下のとおりである。

支払基金（医科・歯科）：特別審査委員会の請求件数 1.2万件（請求件数全体6億件のうちの5万分の1）

国保連（国保と後期高齢の医科・歯科）：特別審査委員会の請求件数 1.4万件（請求件数全体6.4億件のうちの4.6万分の1）

（※2）支払基金各支部では、これまで紙レセプトについては、請求点数8万点以上のレセプト（全体の約0.2%）はすべて審査しているが、8万点未満のものは、診療傾向やこれまでの審査の実績を考慮して、重点審査ABC区分に分類している。ABC区分は、毎月、審査委員会の審査の対象となるが、C区分は計画的に審査委員会で審査している。C区分の割合は、レセプト全体の約4.6%である（21年9月審査分）。電子レセプトについては、コンピュータチェックを網羅的に実施し、「全レセプトの審査」が実現できる。

国保連においても、各国保連ごとに一定の基準に基づき、重点審査を行っている。

2. 中央やブロック単位に集約する高度・専門性を有するレセプトの範囲の設定方法について

⇒ 診療分野など医療の内容について要件を設定することは、実務的に以下のような課題があるため、基本的には、請求額に着目して設定することが合理的ではないか。

ただし、県単位で必要な審査委員を確保できない場合は、請求額にかかわらず、中央やブロック単位に集約してもよいのではないか。

(医療の内容に関して要件を設定することの課題)

- ① 幅広い診療分野がある中で、どのような方法で一定の高度・専門的な分野を区分するのか。代替的に、請求額で区分する方法が合理的ではないか(※3)。
- ② 請求額以外に医療の内容に関する要件を設定した場合、診療内容の選択に影響を与えるおそれがあるのではないか。また、請求側である保険医療機関において、請求誤りが生じ、混乱するおそれがあるのではないか。

(※3) 例えば、特別審査委員会が審査するレセプトの範囲は、現行では、医科40万点以上、歯科20万点以上、投薬4千点以上のレセプトを対象としている。この趣旨は、請求額だけに着目したものではなく、一般的に高額なレセプトは、診療分野が多岐にわたって高度・専門的であることを踏まえて定めているものである。

3. 一定の高度・専門的なレセプトを集約化するのであれば、ブロック単位がいいのか。中央に集約化するのがいいのか。

⇒ 以下の理由から、将来的な方向としては、中央の審査組織（特別審査委員会）に集約化して審査することが考えられるのではないか。

(中央の審査組織に集約化することが適当と考える理由)

- ① ブロック単位の場合、ブロックごとに判断に差が生じる可能性があるのではないか。全国レベルで審査基準の平準化を図るためにには、中央に集約化することが適当ではないか。また、現行の特別審査委員会が対応すれば、既存組織の活用の面でも効率的ではないか。
- ② 支払基金は全国組織であるが、国保連は県単位の組織であり、ブロック単位で機能する組織がない。
- ③ 仮に、集約化に対応して、高度・専門分野における審査委員を拡充することとした場合、各ブロック単位で体制を確保するよりも、中央で集約化した方が、審査委員を確保しやすいのではないか。

《中央の審査組織に集約化した場合の留意点》

- 特別審査委員会は、特に高額なレセプトを審査するため、各専門分野において特に知識と経験を有する専門医が審査を行う体制を確保している。このため、審査の質の向上（※4）とそれに伴う必要な審査コストとの費用対効果に留意する必要がある。
- 特別審査委員会の審査件数は、支払基金では全レセプトのうちの5万分の1、国保中央会では国保連の全レセプトの4.6万分の1である。現在、各支払基金支部や国保連が審査している高額レセプト（8万点以上）のうちの一部を特別審査委員会に集約化する場合でも、新たに拡充可能な審査委員の体制の範囲内で集約化する必要がある。

（※4）特別審査委員会の原審査の査定率

- | | | | | | | | | |
|--------|------|-----------|------|----------|---------|------|---------|-------|
| ①支払基金 | 請求点数 | 69億792万点 | 査定点数 | 2億1690万点 | ⇒ 査定点数率 | 3.1% | (支払基金全体 | 0.2%) |
| ②国保中央会 | 請求点数 | 84億3505万点 | 査定点数 | 2億6348万点 | ⇒ 査定点数率 | 3.1% | (国保連全体 | 0.1%) |

（注）支払基金は平成21年5月～22年4月審査分。国保連は平成21年4月～22年3月審査分

4. 集約化した審査組織は、審査基準の平準化や運営コストの効率化の観点から、支払基金と国保連とで統一して機能することが要請されるのではないか。

⇒ 以下のような解決に時間をする課題があるが、中長期的に条件を整える努力を行い、特別審査委員会の合同審査を目指すべきではないか。

また、合同審査が難しい場合でも、2つの特別審査委員会の間で判断基準を統一化するための定期的な連絡協議会の開催など、審査の均一性の確保のための取組を進める必要がある。

(特別審査委員会の合同審査を行う場合の課題)

① 支払基金の特別審査における現在の審査手数料は、レセプトの点数が高いか低いかにかかわらず同じ手数料としており、特別審査委員会の審査コストを手数料で区分していない。他方、国保中央会が実施している特別審査のコストは、審査手数料ではなく、各国保連からの負担金と国庫補助で賄われている。

このため、特別審査委員会が合同審査を行う場合、実務上、運営コストを各審査機関が案分して負担する仕組み(※5)を整備する必要がある。

② 現在、支払基金本部と国保中央会の特別審査委員会では、異なる審査システムで審査を行っており(2画面審査、ワイド画面審査)、合同審査を行う場合には、システム変更等のコストが生じる。レセプトの件数は減らないため、審査手数料に影響する可能性がある。

(※5) 各国保連では、国保中央会に委託して特別審査を実施しており、特別審査委員会に係るコストは明らかである。

支払基金本部と国保中央会とが、それぞれ同一の範囲で、特別審査委員会に係るコストを切り出して検討する必要がある。

再審査の審査体制の在り方

- 県単位の審査委員会の決定では納得が得られない場合に、例えば、ブロック単位又は中央に置く「上級の審査組織」が再審査することについて、審査支払機関の在り方として、どのように考えるか。

《審査支払機関の在り方として、再審査について、以下のような論点を整理する必要がある》

- ① 現行の審査システムでは、保険医療機関は、所在地の都道府県の支払基金支部又は国保連にレセプトを提出し、特に高額なレセプトを除き、所在地の審査委員会が審査（再審査を含む）する仕組みとしている。これは、以下の理由によるものと整理できる。
 - (イ) 支払基金及び国保連は、「請求内容が保険診療ルールに則っているかどうかの確認」に加えて、「請求・支払額を迅速に決定するための紛争処理機能」を担っている（この点は、いわゆる保険者が行う直接審査とは異なる）。
 - (ロ) この紛争処理を含む請求・支払額の確定を効率的かつ迅速に行うため、支払基金と国保連は、審査委員会の構成について、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者、学識経験者（公益を代表する者）の3者構成とともに、「診療担当者を代表する者」と「保険者を代表する者」は、それぞれ所属団体が推薦する仕組みとしている（支払基金法第16条、国保法第88条）。
 - (ハ) 保険医療機関から見ても、所在地の都道府県の支払基金支部又は国保連にレセプトを提出することで、当該保険医療機関が所属する団体の推薦する審査委員が参画する審査委員会で審査することになり、所在地の保険者の代表も当該審査委員会に参画しているので、支払基金及び国保連は、効率的かつ迅速な紛争処理を行うことができる。
- ② ①のように現在の審査支払機関の機能を整理した上で、審査委員会の決定では納得が得られないものを審査委員会とは異なる審査組織が行う再審査も「紛争処理」と考えると、効率的かつ迅速な請求・支払額の決定（紛争処理）を行うために置いている、現在の3者構成の審査委員会との関係をどのように考えるか。
また、紛争処理の仕組みを、現行の審査支払機関の機能から区分して独立させることができ、迅速かつ円滑な審査支払の確保において、適当なのかどうか。

（続く）

- ③ ブロック単位や中央に「上級の紛争処理」の組織を置くかどうかについては、効率的で迅速な請求・支払額の確定の観点から、以下のような点について、精査する必要があるのではないか（①と関連）。
- （イ）上級の紛争処理の組織は、どのような構成員による仕組みとするのか。
- （ロ）構成員の確保や推薦の仕組みを含めて、県単位と中央・ブロック単位のいずれの単位で機能する仕組みとするのが、効率的かつ迅速な紛争処理の仕組みであるのか。
- ④ むしろ、3者構成による紛争処理の機能が十分に発揮できるよう、特に「保険者代表の審査委員」を推薦する仕組みの効果的な運用、改善が必要なのではないか。
- また、各支払基金支部の審査委員会から保険者への情報提供など、円滑な紛争処理のための環境づくりに関係者が協力して取り組むことが、優先的に求められるのではないか。

2. 保険者の直接審査における紛争処理の在り方について

保険者の直接審査に関する検討会におけるこれまでの指摘

- 調剤レセプトの直接審査で認められている、紛争処理の仕組み（支払基金から適正な審査に関する意見を受ける契約の仕組み）を、医科・歯科レセプトの直接審査にも活用することを検討すべき。

さらに議論すべき論点

«保険者の直接審査における紛争処理機関の在り方として、以下のような論点を整理する必要がある»

- ① 保険者の直接審査（民間の審査機関への委託を含む）においては、保険者と保険医療機関との間で請求内容に意見の相違があった場合、制度の円滑な実施を確保するため、民事裁判での手法によらずに、効率的かつ迅速に請求・支払額を確定するための紛争処理機関が必要ではないか（※1）。
- ② 保険者の直接審査における紛争処理の仕組みは、効率的かつ迅速に請求・支払額を確定する観点から、現在の支払基金及び国保連の審査委員会と同様、「保険者の代表」「診療担当者の代表」が参画する3者構成の仕組みとする必要があるのではないか。
- ③ 紛争処理機関は、本来、保険者からは独立した中立の機関である必要があるのではないか（※2）。
- ④ 効率的かつ迅速な紛争処理システムを確保する上で、紛争処理機関の体制は、構成員の確保や推薦の仕組みを含め、県単位、ブロック単位、全国単位のいずれの単位で機能する仕組みとすることが適当であるのか。

（※1）健保組合が行う調剤レセプトの直接審査では、支払基金が紛争処理機関の役割を担っている。

（※2）国保連の審査は、実質的には、保険者による直接審査である。

健康保険組合によるレセプトの直接審査支払について

- (1) 現行の健康保険法では、保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、診療報酬点数表や療養担当規則の定めに照らして審査の上、支払うこととされており、この審査・支払の事務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することができるとされている（健康保険法第76条）。
- (2) また、現行制度では、被保険者が疾病にかかったとき、できるだけ容易かつ速やかに療養の給付を受けることができるよう保険医療体制が組織されなければならないという社会的要請を満たすため、保険医療機関は、公法上の契約に基づく仕組みにより、保険者を区別せず、すべての被保険者に療養の給付を行っている。
- (3) この公法上の契約は、一定の療養の担当方針等に従い、保険者に属する被保険者に対して療養の給付を行い、その対価として診療報酬を請求し、その支払を受けるという双務契約であると解されている。このため、保険者が直接審査を行う場合でも、被保険者への療養の給付と、保険者へのレセプトの請求、審査が円滑に行われ、紛争を未然に防ぐ観点から、一定の条件を定めている（平成14年12月25日保発第1225001号等）。
- (4) 調剤レセプトについては、平成22年3月現在、11健保組合において各組合が370～380保険薬局と契約を締結し、直接審査が行われている（各組合で月当たり約200件～1700件の請求件数）。

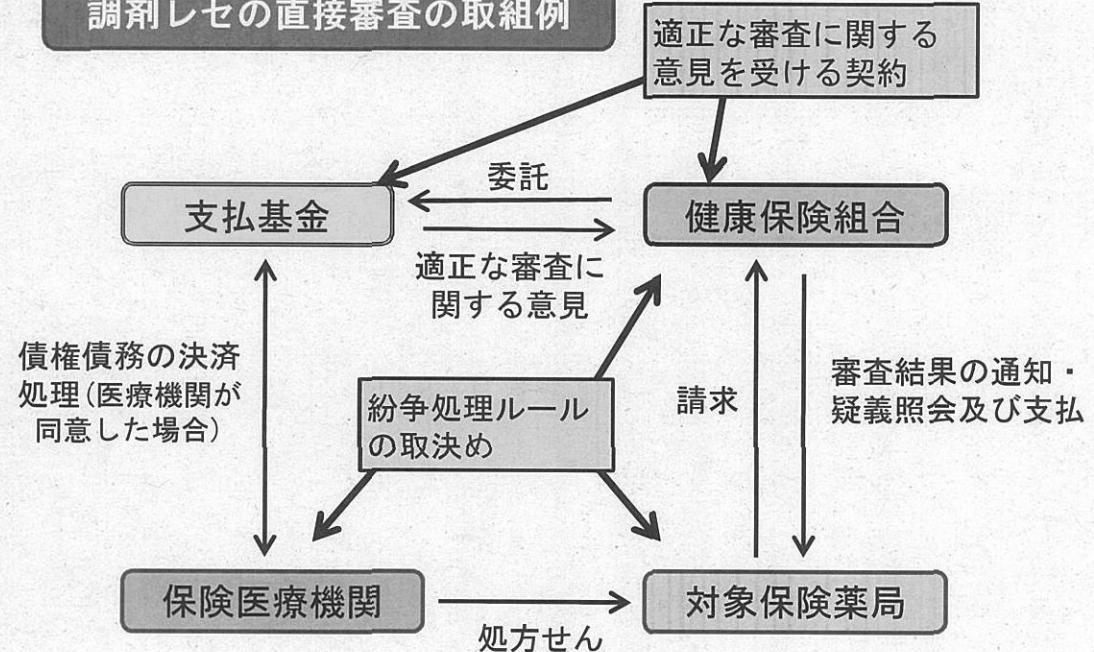
直接審査の条件

- ① 対象保険医療機関（調剤レセプトの場合、保険薬局）の同意
- ② 公正な審査体制の確保（医師等による審査）
- ③ 個人情報の保護の徹底
- ④ 紛争処理ルールの明確化（あらかじめ具体的な決めを文書で取り交わす）

※ 調剤レセプトの場合、適正な審査に関する意見を受ける契約を、健保組合が支払基金と締結した場合は、適正な審査を行える体制を確保し、紛争が生じた場合の処理ルールについて対象医療機関と健保組合との間で具体的な決めがなされたものとしている。

（平成19年1月10日保発第0110001号）

調剤レセプトの直接審査の取組例



3. 審査委員会の体制について

審査委員会の体制に関する検討会におけるこれまでの指摘

①三者構成の仕組みについて

- ・ 現在の審査委員は、どちらの側か必ずしも明確に意識しておらず、一種の独任官的に審査、決定している。3者構成の仕組みが機能しているといえるのかどうか、検証する必要があるのではないか。
- ・ 3者構成であっても、個々の審査委員は、医療に携わる立場から、より良い医療が提供されるよう、過剰な請求には厳しく対応しており、対立軸はないのではないか。

②支払基金における調剤レセプトの審査体制について

- ・ 調剤レセプトについては、現行の実務では、審査委員会の合議による審査の対象となっていないが、調剤レセプトに突合・縦覧審査を導入するのであれば、審査委員会に薬剤師を明確に位置付けるべきである（※1）。

（※1） 各国保連では、薬剤師が審査委員会の委員となっている。他方、支払基金では、すべての支部で非常勤の調剤報酬専門役を置き、調剤レセプトを審査、点検している。



さらに議論すべき論点

<三者構成の仕組みについて>

- 三者構成の仕組みは、保険診療ルールの確認だけでなく、効率的かつ迅速に請求・支払額の確定、紛争処理の役割を果たすためのものと整理できるが、どのように考えるか。⇒ 都道府県単位の審査体制における論点

<支払基金における調剤レセプトの審査体制について>

- 調剤レセプトについては、電子化の進展に対応して、23年度から突合・縦覧審査を導入するため、従来の点検にとどまらない審査の必要性が増大している。このため、審査委員会に薬剤師を位置づけることについて、必要な審査コストの確保を含め、どのように考えるか。

前回の議論における意見

- 県単位の審査委員会の決定では納得が得られない場合、ブロック単位又は中央に置く「上級の審査組織」が再審査する仕組みを設けるべきではないか。
- 三者構成ではなく、利害関係者から中立で公正な立場の者による再審査の仕組みを考える必要があるのではないか。

追加の論点

- ① 県単位の審査委員会の決定では納得が得られないレセプトについて、すべて「上級の審査組織」が再審査する仕組みとすると、新たに相当の審査体制を確保する必要があるが（※1）、どのように考えるか。「上級の審査組織」が再審査するレセプトを選択するための一定の基準を設ける場合、どのような基準が考えられるか。
- ⇒ 原審査をした審査委員会が再審査することは、当該審査委員会による問題点の把握や検証、改善等に資する効果もあることも考慮すると、例えば、各側から1回目の再審査の請求については原審査を行った審査委員会を行い、一定回数以降の再審査について上級の審査組織が審査するという整理も考えられる。
- ② 三者構成ではなく、保険者及び保険医療機関から中立で独立した立場の者が再審査する組織とするのであれば、どのような構成員や選定手続きとすることが考えられるか。
- ⇒ 例えば、保険者及び診療担当者の団体が推薦することなく、厚生労働大臣や都道府県知事などの行政機関が選定、指名した者などによって構成する仕組みとした場合（※2）、その組織が効率的かつ迅速な請求支払の確定（紛争処理）の機能を発揮することが可能か。
- ③ 「上級の審査組織」は、中央とブロックのいずれの単位で機能する仕組みとすることが適当か。支払基金は全国組織であるが、国保連は県単位の組織であり、ブロック単位で機能する組織がないが、どのように考えるか。
- 「上級の審査組織」は、支払基金と国保連のそれぞれに作るのではなく、統一して機能する仕組みとすることが要請されると考えられるが、どのように考えるか。

（※1）再審査の件数（特別審査委員会分を除く）

①支払基金：保険者の請求 約465万件 医療機関の請求 約24万件 うち再審査請求が2回目以降 約2.5万件

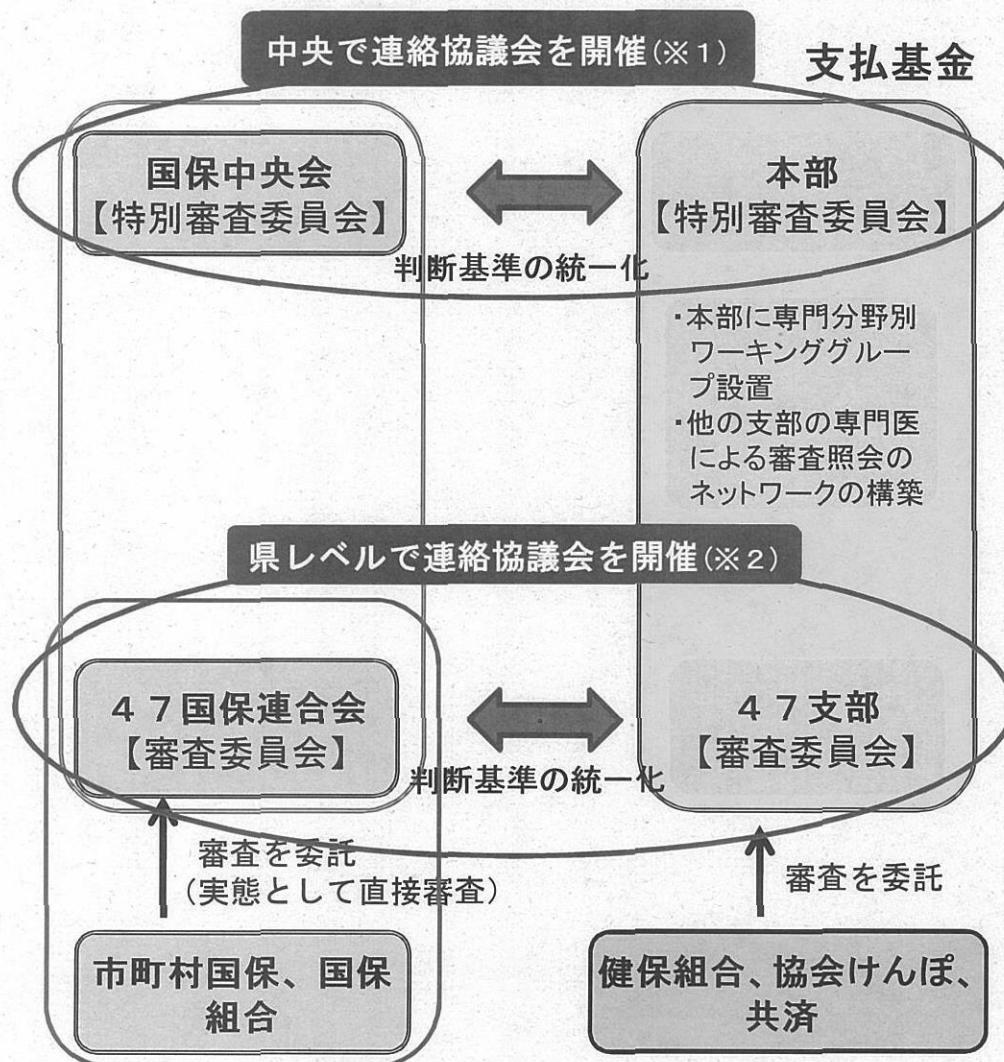
②国保連：保険者の請求 約892万件 医療機関の請求 約29万件

（注）支払基金は平成21年5月～22年4月審査分（調剤レセを除く）。国保連は平成21年4月～22年3月審査分（調剤レセを除く）。

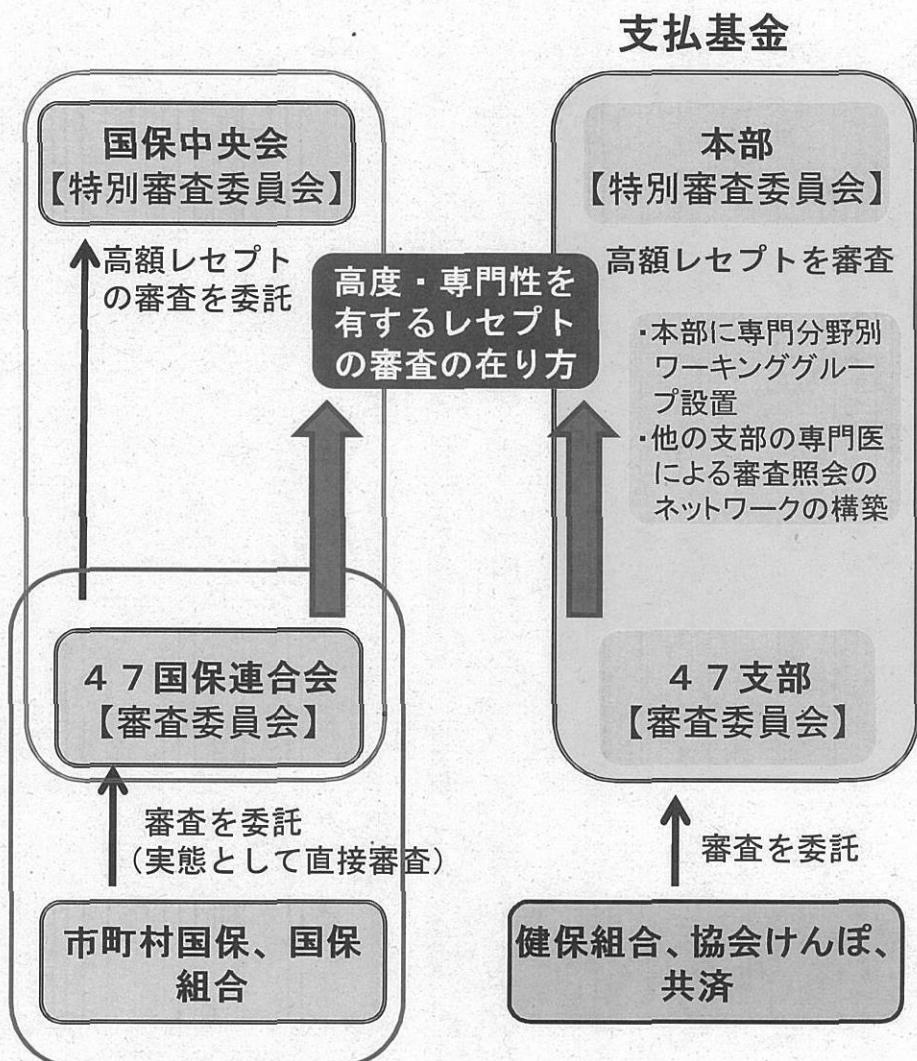
（※2）国保連の審査委員は、保険者及び医師会等の推薦を受け、都道府県知事が委嘱している。

審査支払機関の在り方の検討のイメージ

審査の判断基準の統一化



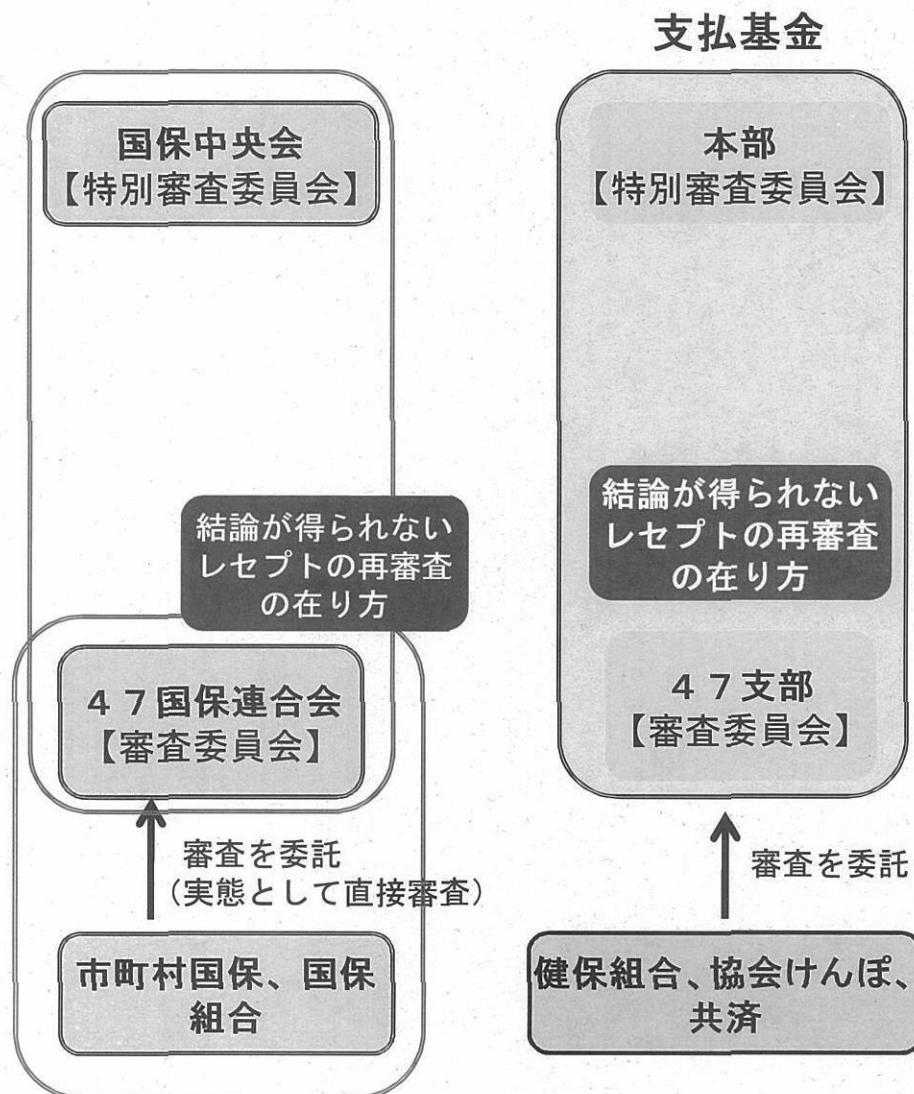
高度・専門性を有するレセプトの審査体制の論点



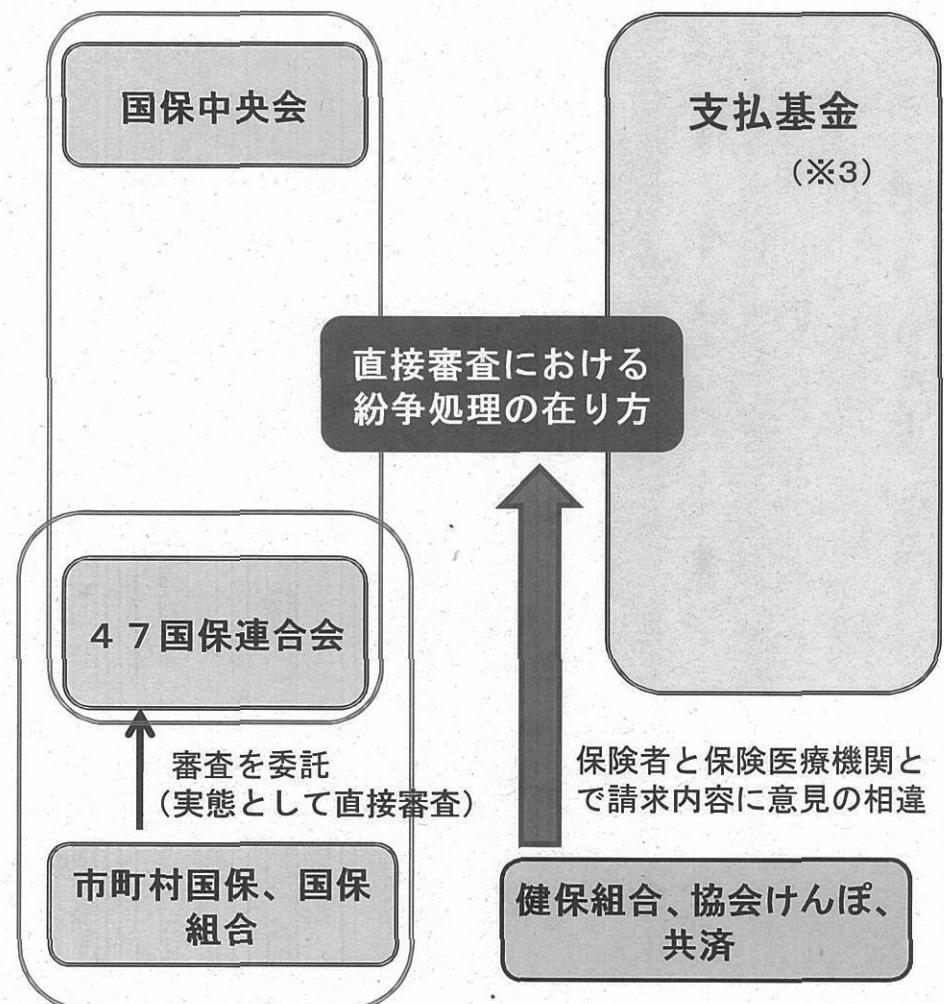
※1 中央の連絡協議会には、厚生労働省が参加。

※2 県レベルの連絡協議会には、地方厚生局、都道府県国保主管課が参加。

都道府県単位の審査委員会と再審査の論点



直接審査における紛争処理の論点



※3 健保組合が行う調剤レセプトの直接審査では、支払基金
が紛争処理機関の役割を担っている。

競争促進についての考え方

- 「審査・支払業務のオンライン化による効率化は、国民が負担する医療保険事務費用を大いに軽減させるという点で極めて重要であり、その確実な遂行のためには審査支払機関間において競争原理を導入することが必須条件である。」（平成19年6月22日閣議決定）
- 検討会では、審査支払機関の競争の促進を指向する意見としては、以下のような意見があった。
 - ・支払基金と国保連では、査定率がかなり違う。統合によって査定率が下がるのは困る。
 - ・市町村国保にとって、支払基金よりも国保連の方がコストが安い。統合によってコストが高くなることは困る。
 - ・査定率が低くても、よりコストが低い方がいいという選択をする保険者もあり、保険者によって重視する点が異なる。

競争促進のための環境整備の考え方

- (1) 審査支払機関（審査委員会）において完全な競争環境を確保するためには、①例えば、大阪府の健保組合や国保連が「支払基金の東京支部」や「東京国保連」に審査を委託するなど、県を越えて自由に支払基金と国保連の審査委員会を選択できるようにする、②民間の審査支払機関が、支払基金及び国保連との間で、請求・支払コストで参入可能な環境を整備することが必要になる。これについては、以下のようないふる論点がある。
- イ 全国の保険医療機関において、各保険者が選択した審査機関ごとにレセプトを選別し、請求するためにはどのような仕組みが必要か（保険医療機関においてレセプトを選別する場合、請求誤りを防止する仕組みが必要）。（※1）
- ロ 支払基金及び各国保連において、各保険者が委託した審査委員会ごとにレセプトを抽出、転送するためにどのような仕組みが必要か（現在の審査支払のスケジュール、事務コストとの比較が必要）。
- ハ 各都道府県の審査委員会は、保険医療機関の審査実績に応じて、重点化・効率化して審査している。他県の保険医療機関のレセプトについて、どの程度の審査の適正化や効率化による審査コストの削減が可能か。
- (2) 保険医療機関側の事務負担を考慮すると、支払基金と国保連がレセプトの受付・転送、決済等の共通のシステム基盤を整備し、レセプトの受付、抽出、転送等を一本化する仕組みを整備することが効率的ではないか。また、共通のシステム基盤を整備することで、他の民間の審査機関も、審査システムに参入することが容易になる。（※2）
- ⇒ 紙レセプトがある中で、競争促進の環境整備を進めるため、中期的に（1）及び（2）の課題に取り組む中で、まずは都道府県単位で、保険者が支払基金と国保連を相互に選択できる仕組みを整備することとする。

(※1) 保険医療機関は、現行では、所在地の都道府県の支払基金支部又は国保連にレセプトを請求する仕組みとなっている。

(※2) 民間の審査機関の参入に対応した紛争処理の仕組みは、引き続き、必要である。

競争環境についての現状

- 現行法では、保険者は、支払基金と各都道府県国保連のいずれの審査支払機関に対しても、審査支払を委託できることとされている（健康保険法及び国民健康保険法の一部改正により、平成19年4月から措置）。
- また、更なる受託競争の促進を図るため、以下に掲げる環境整備を行うこととされている（「規制改革推進のための3か年計画」平成19年6月22日閣議決定）。
 - ①手数料や審査取扱い件数などのコストを示す情報の公開、②コスト比較のための情報公開の統一的なルールの設定、
 - ③保険者と審査支払機関間の契約モデルの提示、④レセプト請求に当たってのインフラの整備、⑤記録の不備等の点検チェックのための「審査ロジック」の公開、⑥紛争処理の在り方の見直し

受託競争のための環境整備

- 以下のような点に留意しつつ、受託競争の促進のため、関係者と調整の上、平成22年内目途に、保険者の審査支払の委託先の変更に伴う手続き等を示すこととしたい（通知の発出）。
- ① 例えば、ある健保組合がある県の国保連に対して審査支払の委託をする場合、全国の保険医療機関では、当該健保組合のレセプトに限って、当該保険医療機関の所在地の支払基金支部ではなく、国保連に対してレセプトを提出することになる（都道府県をまたがる国保連の審査は、国保連間で決済する）（※1）。このため、当該健保組合では、被保険者が所持する被保険者証の保険者番号（※2）を、健保保険者の番号ではなく国保保険者の番号に変更する必要がある。
- ② 支払基金では、公費負担医療を担う自治体を含め、保険者にかかわらず、同じ審査手数料を「レセプト1件当たり」で設定している。国保連では、国保保険者以外の保険者が委託した場合の審査手数料を提示する必要がある。
- ③ なお、国保連の審査委員会の保険者代表は、国保から推薦されている。このため、当該審査委員会には、厳格な意味で健保組合の代表は参画していないが、広い意味で「保険者の代表」が参画している。また、再審査については、健保組合が国保連に原審査を委託した場合、現行では、当該国保連が再審査も行うことになる。

（※1）全国の支払基金支部において、当該保険者のレセプトを個別に抽出して、委託先の国保連に送付することができればいいが、紙レセプトも存在しているため、実務上困難である（請求全体の遅延やコスト増に伴う負担を他の保険者に負わせることになる）。このため、全国の各保険医療機関において、当該健保組合のレセプトのみを国保連に請求する仕組みをとらざるを得ない。

（※2）保険者番号は、健康保険と国保の保険者、公費負担医療の各制度ごとに割り振られている。保険医療機関は、この保険者番号ごとに分類した紙媒体又は電子媒体のレセプトを、それぞれ支払基金と国保連に提出し、保険請求を行っている。

審査支払機関の受託競争の促進のための環境整備(保険者の審査支払の委託先の変更に伴う手続き等)（案）

※関係者と調整の上、具体的な手続き等を、平成22年内目途に通知予定

1. 対象レセプトの範囲

- 原則としてすべてのレセプトを対象とする。
※ 公費負担医療や調剤レセプトについても、実務上の課題を整理の上、対象とする方向で検討。

2. 保険者における事務

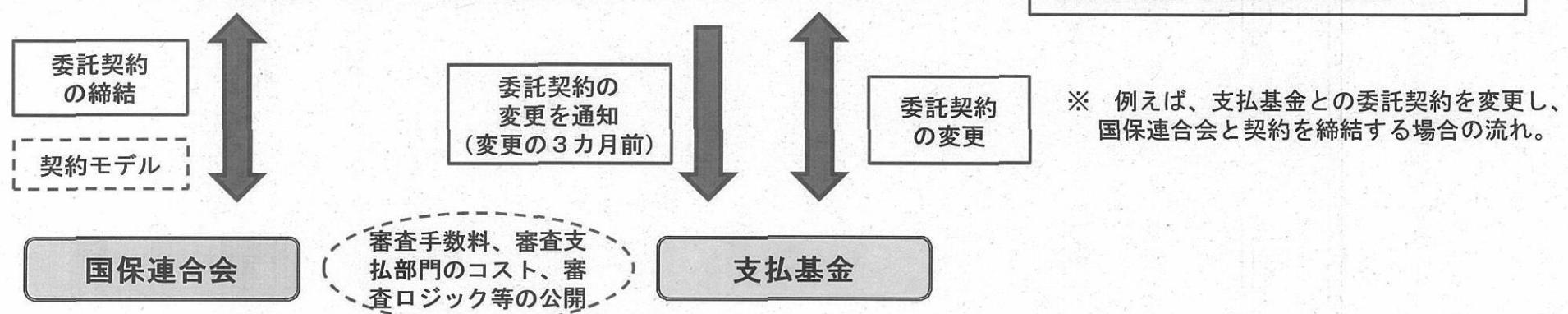
- 保険者と審査支払機関間で契約の締結（契約モデルを通知で提示）
- 審査支払の委託契約の変更について、変更前の審査支払機関に対し、委託契約の変更の3カ月前までに通知。
- 審査支払の委託先の変更について、ホームページ等で公表。都道府県医師会等の関係団体に通知。
- 被保険者証の回収、保険者番号の変更。

3. 審査支払機関における事務

- 受託競争の促進のための情報公開
 - ・審査手数料（支払基金はどの保険者も同じ。国保連は国保保険者以外の手数料を提示）
 - ・審査取扱い件数、再審査の査定率、審査支払部門のコストを示す財務諸表
 - ・記録の不備等の点検のための審査ロジック（支払基金においてホームページに公表）
- 新たに審査支払の委託契約を締結した旨の公表。

保険者（健保組合、協会けんぽ、共済／市町村国保、国保組合）

- ・委託契約の変更を公表、関係団体に通知
- ・被保険者証の保険者番号の変更



[参考]

◎健康保険法（大正11年法律第70号）

（療養の給付に関する費用）

第76条（略）

4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第70条第1項及び第72条第1項の厚生労働省令並びに前2項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（略）による社会保険診療報酬支払基金（略）又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（略）に委託することができる。

◎国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（保険医療機関等の診療報酬）

第45条（略）

4 保険者は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第40条に規定する準則並びに第2項に規定する額の算定方法及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（略）又は社会保険診療報酬支払基金法（略）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

○「規制改革推進のための3か年計画」平成19年6月22日閣議決定（抄）

7 医療分野

（2）レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し

② 審査支払機関間における受託競争の促進（平成19年度末までに結論）

審査・支払業務のオンライン化による効率化は、国民が負担する医療保険事務費用を大いに軽減させるという点で極めて重要であり、その確実な遂行のためには審査支払機関間において競争原理を導入することが必須条件である。規制改革・民間開放推進会議から、審査・支払業務の受託競争環境を整備する施策として、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者が支払基金・各都道府県国保連のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとするとの提言がなされ、平成19年度から実現化されたところである。

今後更なる受託競争の促進による審査・支払業務の効率化を図るため、厚生労働省は、保険者が他の都道府県の国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療機関側が十分な準備ができる期間を置いた上で、審査・支払を受託することができる旨、周知徹底する。また審査支払機関の公正な受託競争環境を整備するためには、各審査支払機関における手数料、審査取扱い件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示す財務情報など、一定の情報については公開させるとともに、支払基金と各都道府県国保連の審査・支払部門のコストが比較できるよう、それらを示す財務情報を公開する際の統一的なルールを設定する。

あわせて、保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示、保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請求されるようなインフラの整備、診療報酬点数表等に基づいたレセプトを照合する等の審査ロジックの公開、紛争処理のあり方の見直しを行う。

組織統合、競争促進についての定量的な検証の前提(案)

I 定量的な検証のフレーム

〔組織統合の考え方〕

- 新たな審査支払機関を設立する案と国保連か支払基金のいずれか一方に統合する案が考えられる。

※いずれの場合も法人の法的位置づけ等は考慮しない。

- 一方に統合する場合

パターン1 支払基金を都道府県単位に分割(支部)し、各国保連に統合

この場合、支払基金の審査支払以外の業務(支援金等の徴収及び交付金の交付業務等)を他の機関に移管

パターン2 国保連を審査支払部門と保険者業務等部門に分割し、前者を支払基金に統合

この場合、国保連(保険者業務等部門)の事務所は存続

- 既存の資源(業務処理面及び資産等)をそのまま活用することを前提。

〔競争促進の考え方〕

- 支払基金と国保連の集約化・委託・共同処理をどのように進めるか。【論点】

II 組織統合の効果等

〔削減要因〕

- 管理・支払部門の統合効果として人件費の削減

※審査部門(審査委員を含む)は現状維持

- システムの一本化による経費の削減

※開発経費及びシステム更改経費(6~7年サイクル)等

- 事務室の整理・処分(一時的)

※基金46支部、国保連21か所が現在自己保有

〔増加要因〕

- 管理・支払部門の統合による退職金の支払い(一時的)

- システムの一本化による切替経費の増(一時的)

- 既存スペースで不足する場合の追加的借り上げ

(留意点)

統合とする場合でも、高齢者医療改革や保険者の再編等制度の安定運営が確保される環境が不可欠であり、相当の期間を要する。

III 競争促進の効果等

- 業務の効率化(コスト削減)に向けた競争

IV サービスの質の向上(例:査定率、審査格差の解消)

- 統合の場合は、平均化されると仮定してはどうか。

- 競争の場合は、低い方は高い方の水準を目指し、高い方は更なる向上を目指すと仮定してはどうか。

第1回～第7回の議論と論点の整理

※意見は一部再掲。

1 審査に関する論点

(1) 審査の質及び内容に関する論点

イ 審査の性格・目的についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 審査は、診療報酬の支払を確定するに当たって、診療行為が保険診療ルール（療養担当規則、診療報酬点数表等）に適合するかどうかを確認する行為であり、保険診療ルールに適合する診療行為の確保を目的とするものである。
- ・ コンサバティブに考えれば、診療ルールに逸脱しているかどうかをチェックすることが審査支払機関の法的な権能になるが、例えば、審査基準、レセプトデータを公開することで、医療の透明化を促進し、医療内容の標準化を図っていくというポジティブな仕組みも考えていくべき。
- ・ 現在の審査機関は、支払側と医療提供者側の間に立って、中立性を保ちながら実施されており、こうした機能は皆保険を維持する上で重要である。
- ・ QOLの尊重など患者の要望によって提供される医療には幅があり、各審査委員はそれぞれの見識の下に判断している。医療を受ける国民が不利益を受けることのないよう、機械的に一律に査定するのではなく、一定の基準をもった裁量権を医療現場に残すことが必要である。
- ・ 審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働きかける取組をしている。
- ・ 審査委員会は、医療費の削減が目的ではない。
- ・ 審査委員会は、保険者に対して一定の手続きを果たせばよいのか、見逃しなどの審査結果についても一定の責任を有するのかを整理すべきではないか。
- ・ 審査を野球に例えた場合、保険者は結果で来たものを見ているので、ボールの変化や球速などはまったく関係ないものであり、医療の質と審査は分けて議論する必要がある。

ロ 審査の質の向上（均一性の確保）、査定ルールの違い（支払基金と国保連間の違い、各支部や国保連のローカルルールの存在）についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 審査においては、個別性を重視する医療の要請と画一性を重視する保険の要請との間で「折り合い」を見出すことが本質的に困難である。

- ・ 現行の保険診療ルールは、相当程度の裁量の余地を認めており、診療行為がルールに適合するかどうかをすべて機械的に判断することは不可能である。
- ・ 教育機関である大学病院等でも治療方針や術式・手順等に差がある中で、絶対的に正しい基準があるのか疑問である。現場の質問の中には、学会の専門医の間でも見解が分かれている内容があるので、教育機関である地元大学の見解が異なる結果、領域によって地域間の格差が発生するのは避け難い。
- ・ 支払基金は、各支部の審査委員会が査定の最終決定をしており、審査機関としては別々の47都道府県の連合体でしかなく、本部に何の審査権限もない。
- ・ 都道府県ごとの審査の濃淡の原因には、例えば、審査員である地元医師の確保や審査の人員が少ない県があるなどの問題もある。
- ・ 支払基金内部の原因だけでなく、例えば、レセプトの審査期間や提出されるレセプトの質の差など、外在的な原因も大きく関わっている。
- ・ 審査基準が標準化されていないのは、国民にとって理解しにくい。医療における国民の平等を保障する上で、審査は基本的には一つの視点ですべき。国保連と支払基金で情報交換しており、統一化を図っていくのが望ましい。
- ・ 審査支払機関は、審査委員会で審査をきちんとやっているのであれば、外からチェックできるような仕組みを自ら作っていく必要がある。
- ・ 野球にたとえれば、47都道府県で2審査機関の94通りのストライクゾーンがあり、それでゲームしているのは不自然である。ルールを統一するとともに、アンパイアの質を落とさずに安く雇うことが効率化に結びつく。
- ・ グレーゾーンは、一定の幅の中である程度正規分布するはずなので、その範囲内では許容することで、統一化や効率化が進むのではないか。
- ・ 高額なレセプトは中央の審査に上げて、一定の方向が出たものは各支部に通知が行くので、現在でも、中央が一定の方向付けをしていると認識している。
- ・ 薬の使いすぎの差でも地域特有の疾病構造による影響もありうるので、必要な医療を提供する観点からは、できれば都道府県単位では一定のレベルはそろえるべきである。他方、疾病構造や医療者の数などを十分に検討する必要があり、全国レベルでは差異が生じるのはやむを得ないのではないか。
- ・ 学会のガイドラインは、保険診療のガイドラインで使うことを想定して作ったものではないので、ガイドラインの文面だけで判断することのないよう、学会との意見交換の場を設けて、適切に運用すべき。
- ・ 医学や技術に進歩について、ガイドラインや保険診療に反映させていくタイムラグが生じるが、タイムラグを縮小していく手続きを考える必要がある。
- ・ ガイドラインは世界中の知見に基づき改訂されるので、保険適用よりも情報の提示が早く、診療に一定の根拠を与えることが多い。学会がガイドラインの改訂に積極的に取り組み、それを公知の事実として適用に活かす仕組みの方が現実的で建設的である。
- ・ 審査支払機関としては、審査の均一性に影響を与えている要因として、療養担当規則や点数表など、現在の保険診療ルール自体に相当程度の裁量の余地が

あるという問題がある。

- ・ 例えば、審査委員に統一の判断基準を周知する仕組みや、過去の事例を統計的に検索して判断をアシストするツールなど、差を縮小する仕組みが重要である。原因究明よりも、どうしたら差異を縮小できるかという対策の議論に移るべき。
- ・ 調剤では、承認時の適応症や薬価基準等によって保険診療のルールが決められており、成分が同じであっても査定の対象となるのは、ガイドラインよりも厳しい。

(参考)

- ・ 支払基金では、支部間差異の解消のため、現在、各支部の審査委員がプロック単位で定期的に集まって検討し、更に本部に上げて検討する取組をしている。より迅速に解消するため、近々、本部に専門家チームを設ける等の取組を考えている。

ハ 査定率の差異（支払基金と国保連、支部又は国保連間）の評価についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 地域によっては、審査委員会が不正請求の発生を未然に防いでいる場合もあり、査定率の低さは審査活動の質の高さを反映している場合もある。逆に、査定率の低さが見逃しに由来している場合もある。国民皆保険制度の下で望まれる審査とは何かという視点から、良質な審査活動が何かを検証し、その達成度を比較すべきである。
- ・ 審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働きかける取組をしている。こうした査定額に現れない審査委員会の役割を考慮すると、査定額と支出額との多寡を単純に比較することは不適切である。
- ・ 審査機関は、患者に適切な医療を提供するための組織であり、査定率の観点だけで評価すべきではない。
- ・ 審査の効率性は、査定率や返戻率でも評価する必要がある。
- ・ 国民的な視点から見て、あってはいけない格差と許容できる格差がある。査定率の検証については、国はその許容範囲をどのように考えているのか、どこまで査定率の差が許容されるのかを詰めるべき。
- ・ 査定率の差異の検証に当たっては、審査委員一人当たりの取扱い件数など審査体制も考慮する必要がある。

二 支払基金と国保連の審査機能の共通化についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 審査の部分を一緒にやることについては、審査機関が分かれているこれまで

の経緯や、審査委員の任命方法が異なる等の制度上の課題などハードルが高い。慎重に検討すべき。

- ・ 現場の裁量があるため医師が審査しなければならないなど、支払基金と国保連の審査の機能はかなり共通している。審査については、長期的には一緒にやっていく仕組みがあり得るのではないか。
- ・ 支払基金と国保連で判断基準は同じであるべきであり、学会を含めて、専門領域別に問題点を検討する場を中央に置き、全国に伝えていくことが望ましい。国保連と支払基金が統一的にローカルルールを解消するための協議会を作り、厚生労働省が主体となって、判断が異なる部分を少なくしていくべき。

(参考)

- ・ 支払基金は、レセプト電算処理システムの開発に当たって、基本マスタ（診療行為等に関するデータベース）やレセプトの情報を電子的に記録するための仕様を作成するとともに、国保中央会に提供し、共同で運営している。
- ・ 国保連は、保険者（市町村）が共同で事務を行うため設立したもので、国保関係事務のほか、介護保険、障害者自立支援、地方単独事業など、市町村が実施する地域に密着した様々な業務を行っている。
- ・ 支払基金の各支部と国保連の審査委員会は、査定が異なる事例を持ち寄って情報交換し、統一を図る取組を都道府県単位で行っている。

ホ 審査支払機関に蓄積された審査データの公開・活用についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 全数のコンピュータ解析によって、将来的には、医師の裁量と言われていたものについても一定のパターンを解析することが技術的に可能になる。その上で外れ値が出た場合に人間系がチェックすることで、人間系チェックの対象をかなり絞り込むことができるようになる。
- ・ 現在は、審査基準、データが公開されていないため、医療機関と審査支払機関の間に情報の非対称性を生じている。審査基準、データの公開のルールを作る必要がある。
- ・ 審査では一定幅のグレーゾーンが生じざるを得ないが、診療行為に影響することから、審査基準の公開では、どこまで認められるかを明確にして欲しい。
- ・ グレーゾーンの基準が公開されれば、入口の審査がもっと効率化できるのではないか。
- ・ 医療の個別性は否定できないので、許容される差異がある中で、差異が縮小するような仕組みを持つことが重要である。例えば、基準や審査データの公表によって、経験則では審査や請求内容が収斂する。
- ・ 審査支払機関は、審査委員会で審査をきちんとやっているのであれば、外からチェックできるような仕組みを自ら作っていく必要がある。
- ・ 医療の透明性や質の向上、診療ガイドラインの普及、疾病管理、医療政策決

定の観点からも、審査基準、データの公開のあり方を検討すべきである。

(参考)

- 審査基準の公開は、支払基金の検討会では、医療の標準化や適正なレセプトの提出につながるという肯定的意見と、審査で機械的に認められるぎりぎりのところまで請求する医療機関が出て、かえって適正化につながらないという反対意見とで見解が分かれた。

(2) 審査の実施体制、効率性に関する論点

イ 審査委員会（専門家による審査、三者構成、審査委員の確保）についてどう考えるか

① 専門家による審査、不適正な請求の抑制効果について

(これまでの主な意見)

- 請求者と同業のプロフェッショナルの医師及び歯科医師で構成される審査委員会の審査は、それ自体が不適正な請求を抑制する効果がある。
- 不適正な請求の抑制効果については、定量的には明らかでなく、根拠に基づいた議論が必要である。
- 審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働きかける取組をしている。指導的な返戻によって請求月に支払いが行われないペナルティーや、各地域医師会の審査委員が著しい請求ミスがある会員に指導を行うこともしており、抑制的な効果や是正を図る効果がある。
- 医療保険者として、医師による審査委員会は必要と感じている。一定の見識がある医療人がチェックすること自体が医療関係者に心理面で影響がある。こうした効果を定量的に分析することは困難であり、定性的な分析も必要ではないか。
- 韓国は審査機関では誤った内容で請求しないよう予防のための情報提供を医療機関に行っており、そうした情報提供がされていない中で、プロフェッショナルの審査による定性的又は定量的な抑制効果があるのかどうか疑問である。
- 調剤レセプトについては、専門家がいない状態で審査が決まっているのは問題であり、薬剤師が審査に関与できる体制を組む必要がある。
- 韓国では、まずコンピュータソフトによりレセプトの振り分け・審査を行うほか、審査の分野に多くの看護師を投入しているが、弊害もほとんど報告されていないと聞いている。
- 韓国は、国民皆保険制度ではあるが混合診療であり、日本にそっくり持ち込むと医療制度全体にひずみが生じる可能性があるので、よく研究して議論すべき。

(参考)

- 審査機関では、不適正な請求が多い医療機関に対して、審査委員会が文書で指

導し、それでも直らない場合は審査委員や事務方が訪問するか、審査委員会に来てもらって指導して、不適正な請求を改めてもらう努力をしている。

- ・ 支払基金では、すべての支部で非常勤の調剤報酬専門役を置き、調剤レセプトの審査をしている。現在の審査委員会では、基本的に医科歯科のレセプトだけを決定しており、調剤レセプトは審査委員会の審査対象から外している。

②合議による審査について

(これまでの主な意見)

- ・ 一つのレセプトを複数の専門の審査委員が審査しなければならないケースが増えており、複数の審査委員でチェックしながら一定の方向性に導いている。
- ・ 一般通念と少し違う審査基準を持つ審査委員がたまにいることも事実であり、そうした場合に一定の枠の中で決定するために、合議で審査することがある。
- ・ グレーゾーンで各委員の意見が異なるものは協議しているが、グレーゾーンの中には、ルールとしてすべてに適用してしまうと好ましくない場合がある。
- ・ レセプトの数が多くなり、医療も専門分化する中で、専門家の確保も難しくなっている。すべてのレセプトについて専門の委員が合議で結論を出すのは、実際には難しいのではないか。
- ・ 全レセプトを合議で審査するというのは、実際は時間的にも無理である。

③三者構成の仕組みについて

(これまでの主な意見)

- ・ 専門家であっても代表する立場が異なる専門家がチェックしあうのがピアレビューの本来の在り方である。立場の違いを明確にした公開の議論が行われていない点で、制度設計の意図と運用の実態との間に乖離が生じているのではないか。
- ・ 現在の審査委員は、どちらの側か必ずしも明確に意識しておらず、どちらの側にいるかで審査結果が異なるなどのデータもない。
- ・ 保険者推薦については、保険者は、この委員が本当に審査に向いているかどうかという情報やノウハウがない。学識経験委員も、支払基金支部の選考委員会の構成は、座長以外は全て医師か歯科医師であり、保険者が関与できる仕組みとなっていない。現在の審査委員会の構成が、本当に中立公正が担保されているのか大いに疑問である。
- ・ 実際は、ほとんど一人の審査委員が何側であるかは別にして一種の独任官的になっていて、ほとんどそこで決定している。独任官である現実を認めて、その代わりに各委員はフェアな立場で審査し、外からチェックする仕組みにする方が現実に即した合理的なやり方ではないか。
- ・ 三者構成であっても、医療に携わる人間に変わりなく、保険ルールに則ってより良い医療の提供が行われるため、過剰な請求に対してはみんな厳しく対応

しており、大きな対立軸はあり得ないのではないか。

- ・ 請求又は被審査者と審査者とが同業という関係は、専門性が高い領域では国内外で広く見られるものであり、問題はそれぞれのプロフェッショナルがどのような確固としたミッションを狙い、独立性が担保されているかである。

④ 再審査請求について

(これまでの主な意見)

- ・ 現在は、同じ都道府県の審査委員会に再審査請求をしているが、同じところでキャッチボールをしている。中央レベルの支払基金の本部に上級の処理機関を設けて、再々審査請求できるシステムを作りたい。
- ・ 専門家であっても意見が違うことがあるのは普通であり、すべてを上級の処理機関で処理できるわけではない。その場合に公平性や統一性の担保は、透明性や説明責任を果たす、審査結果の公表などで努力するしかないのではないか。
- ・ 従来から保険者が再審査を出しても、原審どおり返ってきて、中身の説明が足りない。
- ・ 審査委員と保険者側が審査受託業者も含め、定期的に話し合いをしている支部もある。互いにもっと対話を重ね、理解を進めていけば問題も減っていくので、そのような取組を支払基金は全国でやっていくべきである。

□ 審査手数料（コスト）の設定根拠、審査手数料の差（支払基金と国保連、国保連間）についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 保険者が審査機関を選択する上でも、手数料の違いの原因を明らかにし、分かりやすく比較できるような形で示す必要がある。コスト構造の比較は、見かけ上の手数料を比べるということだけでなく、どういう費用が含まれているのかを互いに見せて、ベースをそろえて比較する必要がある。
- ・ 国保連の審査手数料の評価に当たっては、審査機能のコストと保険者としてのコストを区分して評価する必要がある。
- ・ 支払基金のコスト構造が明らかにされていない。国保連は従事している職員の業務をもとに算出しておらず、国保連とベースを合わせるだけでも、支払基金の手数料はもう少し下がるのではないか。
- ・ ピアレビューである審査委員会の審査は、専門的知見に基づく判断であるので、仮に査定率に応じて各支部の手数料を設定したとしても、査定率の向上に対するインセンティブとはなり得ない。
- ・ 手数料の体系をどうするかは、審査行為の性格が、本当に確認なのか、切ることなのかをきちんと議論することが前提である。
- ・ 保険者が事後点検して再審査し、査定になるものは、保険者の努力の結果で

あるが、これは本来、支払基金が1回で審査して査定すべきものである。

- ・ 厳しい国家財政の中で、医療の財源を確保するためにも、審査支払のコストを最小化することは、合理的な理由がある。
- ・ 支払基金では、指導の必要性に応じた重点審査の中で、常に3割のレセプトが効率化分としてそのまま請求されていると理解しており、この3割分は割増料金で払っているようなものであり、健保組合の不満が大きい。

(参考)

- ・ 国保連では、レセプトの審査件数が伸びている中で、IT化の推進や職員数を減らすなどの経費節減を行い、毎年手数料を下げている。
- ・ 国保連では、会員負担金など審査支払に直接関わらない業務のコストは分けて、審査支払手数料を計算している。後期高齢者医療広域連合は国保連の会員でないため、市町村国保よりも審査手数料が高く設定されている。

ハ レセプトの電子化、オンライン請求による審査の効率化について

(これまでの主な意見)

- ・ 現行の保険診療ルールは、相当程度の裁量の余地を認めているため、診療行為がルールに適合するかどうかをすべて機械的に判断することは不可能である。したがって、将来、いかにシステムチェックの充実が図られても、人でなければできない審査が存在する。
- ・ 支払基金では、今後、すべての電子レセプトにシステムチェックを実施し、人による審査を「人でなければできない審査」に限定することを基本とする。このため、突合・縦覧審査機能の開発など、電子レセプトの審査のためのシステムの整備に取り組む方針であり、システムの開発及び維持管理のための人員及び経費の確保が必要である。
- ・ システムチェックが発展途上にある段階では、目視による点検で看過されていたような疑義が網羅的に摘示される反面、疑義を査定に結び付くようなものに絞り込む精度が不十分である。このため、当面、職員及び審査委員の事務処理負担がかえって増大する。
- ・ 現在の電子レセプトの記録条件仕様や記載要領は、紙レセプトの様式を置き換えたり、紙レセプトの作成に配慮したルールがあり、コンピュータチェックに支障があるものがあるので、見直して欲しい。
- ・ 民間が新規参入するためには、コスト面において、レセプトのオンライン請求のインフラが必須である。
- ・ 標準化された電子レセプトでの請求には支払期間を短くする、情報公開や一定の基準の電子カルテを付す医療機関には診療報酬を上乗せするなど、電子化のインセンティブについて外国での取組も参考にしてはどうか。
- ・ 全レセプトを合議でやること自体が不可能であるならば、これに代わる仕組みも考えていかなければいけない。実質的な審査を効率的に進める意味では、

審査そのもののＩＴ化も導入すべきではないか。

(参考)

- 支払基金では、平成19年12月に策定した業務効率化計画（平成20～23年）において、レセプトオンライン化に伴う900人の要員確保を見込んだ上で、400人を審査の充実に向け、500人の定員削減を盛り込んだ。さらに平成22年度前半を目途に策定する業務効率化計画（平成23～27年度）では、平成24年度以降に少なくとも400人の定員削減を盛り込む方針である。

ニ 保険者による直接審査について

(これまでの主な意見)

- 調剤レセプトの直接審査について、薬局を増やすたびに組合会の決定が必要な取扱いを見直すべき。
- レセプトのオンライン請求が可能になることで、技術的に直接審査ができるようになりつつある。医療機関との事前の承諾が必要なことを含めて議論すべき。
- 調剤レセプトの直接審査で認められている、支払基金から適正な審査に関する意見を受ける契約のスキーム（紛争処理に関するスキーム）を、医科レセプトの直接審査にも活用することを検討すべき。
- 医科レセプトの直接審査でも、当事者間の納得は非常に重要であるが、医科の場合、医師の判断の幅が大きく、個々のケースについて判断が必要であり、合意をとるプロセスが非常に困難である。支払基金のADR機能をもっと活用し、きちんと法的な位置づけが担保できれば、直接審査が進む可能性がある。

2 審査以外の業務（保険者支援等、支払い）に関する論点

イ 保険者機能の代行、支援の機能について

(これまでの主な意見)

- 医療機関が安心して医療を提供できるよう、資格異動に関する情報を保険者間でやりとりして、あらかじめ返戻が生じないような仕組みを考えるべきではないか。

(参考)

- 国保連は、保険者（市町村）が共同で事務を行うため設立したもので、煩雑化する保険者事務を一元的に実施することにより、保険者事務の効率化、経費節減等の大きな効果をあげている。また、国保関係事務のほか、介護保険、障害者自立支援、地方単独事業など、市町村が実施する地域に密着した様々な業務を行っている。
- 支払基金では、正常分娩に係る出産育児一時金の直接支払や柔道整復療養費

の代理受領の業務など、時代の要請に応じて柔軟に新規事業を実施するために必要な制度改正を要望している。

口 レセプト電子化の進展と支払期間の早期化、レセプト情報の活用について

(これまでの主な意見)

- ・ レセプトの電子化は、支払機関や保険者のメリットだけでなく、設備投資や手間隙がかかる医療機関、薬局側のメリットも必要である。電子化によって支払期間の短縮化が今後進展するのかを示す必要がある。
- ・ 標準化された電子レセプトでの請求には支払期間を短くするなど、電子化のインセンティブについて外国での取組も参考にしてはどうか。
- ・ 支払早期化については、零細事業所だけでなく大きな事業所でも資金繰りに影響が生じる。市町村でも短期間で内部的決裁ができるかどうかなどの問題があるので、総合的に判断する必要がある。
- ・ 健康情報がIT化されることで、健康政策の議論や、保険者としてリアルタイムに被保険者の健康状態や受診動向を把握することもできる。紙情報の時代と電子情報がリアルタイムで全出手に入る時代が全く異なることを踏まえ、レセプトが持っている大きな潜在力を引き出すような仕組みを議論すべき。

3 審査支払の組織の在り方に関する論点

(1) 組織の形態（統合、競争の促進、民間参入）についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 既に保険者の直接審査を認めているのであれば、自由な参入を認めているのだから、統合でオンリーワンというのは矛盾するのではないか。公共的なもので自由な参入は認めるべきでないのかどうか、自由化でやるなら査定に関して紛争が起きた場合にどういうシステムでやるのかを整理すべき。
- ・ 組織の統合は、全国唯一の組織、業務独占になるので、規制改革会議が求める競争促進と矛盾するのではないか。
- ・ 国保連は、保険者事務の共同化という役割や、保険者業務の多くを代行しており、単純に支払基金と国保連を統合することは、保険者機能から見て非常に無理がある。まずは支払基金と国保連の競争条件を確保することが必要である。
- ・ 民間が新規参入するためには、コスト面において、レセプトのオンライン請求のインフラが必須である。また、現在の審査支払機関と同じコスト条件で紛争処理機能まで担う医師を確保することは困難である。
- ・ 国保連は、市町村の保険者としての業務の代行と、市町村が共同して実施する業務を代行しており、県民へのジェネリックの情報提供など、保険者の負担

を減らす取組もしている。統合の議論は、こうした国保連の取組や支払基金との違いを十分考えて総合的に議論すべきである。

- ・ 国保連と支払基金の統合は、市町村の持ち出しが増えたり、審査手数料が高くなるおそれがあるのではないか。システムの改修に膨大な費用もかかり、事務処理がスムーズに移行できるのか、県ごとの共同事業の独自性が確保されるのかという問題もある。
- ・ 統合の効果については、支払基金と国保連で査定率にかなりの違いがあり、査定率がどのようになるのかが想像できない。職員や組織を統合すればこれだけ安くなるという計算ができるだろうが、問題はサービスの質であり、統合したが査定率は下がりましたでは話にならない。
- ・ 国保連の方が支払基金よりもコストが安いのに統合するのであれば、市町村国保の保険者の立場からすれば大きな問題である。
- ・ 例えば、国全体で最適になるようなプラットホームはコンピュータシステムを一つで運用するなど、競争というよりは、現在のシステムがきちんと機能しているかどうかを検証する必要がある。
- ・ 競争性を導入した場合に、審査に力点が置かれて、国民への適切な医療の提供がないがしろにされることは避ける必要がある。
- ・ 現場の裁量があるため医師が審査しなければならないなど、支払基金と国保連の審査の機能はかなり共通している。審査については、長期的には一緒にやっていく仕組みがあり得るのではないか。
- ・ どのような尺度で比較するかが、競争の論議の出発点である。国民皆保険制度の下で望まれる審査とは何かという視点から、良質な審査活動が何かを検証し、その達成度を比較すべきである。
- ・ 統合の問題については、二組織の活動を統合的な視点で評価し、指導する第三者機関を別に設け、二つの組織の活動に共通した統合しうる部分がないか、第三者機関が統合して担える部分がないか、を検証することも方法である。
- ・ 適正な審査という一定の共通認識が必要であり、適正な審査という視点が抜けたまま、組織だけの議論をするとおかしいことになる。統合や競争が審査の問題のすべての解決策だという議論は方向性を誤る。
- ・ 診療報酬や病院の施設基準など全国共通ルールがありながら、審査の組織は別の組織でやっているところが、医療の制度的な面から見て統一性が取れていないのではないか。
- ・ 保険者は、審査支払コストはできるだけ抑えたいので、そういう観点から、国保連と支払基金の査定率の違いは小さい話で、コストがより低くなるのであれば、その条件次第によっては委託したいという意向もある程度ある。

(2) 組織・運営についてどう考えるか

イ 法人運営（財務、契約適正化、業務の効率化）について

(これまでの主な意見)

- ・ I T化は、効率化でコストを下げる有力な手法の一つである。I Tの整備によって業務プロセスも変わる必要がある。
- ・ システムチェックが発展途上にある段階では、目視による点検で看過されていたような疑義が網羅的に摘示される反面、疑義を査定に結び付くようなものに絞り込む精度が不十分である。このため、当面、職員及び審査委員の事務処理負担がかえって増大する。
- ・ 現在の審査は、振り分けなど事務作業を含め、多くを人手に頼っており、現在の社会的状況からみても極めて非効率である。事務経費でみた審査の効率性について、深堀して考える必要がある。
- ・ 審査体制については、支払基金は約4500人、国保連は約3500人で大きな差があり、効率的に審査を行っているのかどうかを検証する必要がある。
- ・ 韓国では、コリアテレコムという社会全体で最も大きなインフラを利用しておらず、日本でも、同じように、システムの安定化、効率化ができないのか。

(参考)

- ・ 支払基金では、支部ごとに処理されている資金管理業務を平成23年度から本部で一括処理し、効率化を図る方針である。また、支部ごとに処理されている庶務・会計の管理業務のうち、集約可能なものを本部又は各ブロックで中核となる支部に集約する方向で検討する。
- ・ 支払基金では、遊休不動産の売却の迅速・効率化を図るため、売却の業務を支部から本部に移管する方針である。また、平成22年8・9月の役員改選時に役員を公募する方針である。

□ 人材確保・養成についてどう考えるか

(これまでの主な意見)

- ・ 電子レセプトの審査を効果的・効率的に実施するため、すべての電子レセプトに対するシステムチェックが可能となるよう、I Tの最大限の活用が必要。システムの開発及び維持管理のための人員及び経費の確保が必要である。
- ・ すべての電子レセプトのシステムチェックが可能となるよう、現在の経営資源をシステムの開発及び維持管理のための人員及び経費の確保にシフトすべき。
- ・ 都道府県ごとの審査基準の相違の原因には、例えば、審査員である地元医師の確保や審査の人員が少ない県があるなどの問題もある。
- ・ 韓国では、まずコンピュータソフトによりレセプトの振り分け・審査を行うほか、審査の分野に多くの看護師を投入しているが、弊害もほとんど報告されていないと聞いている。

4 その他の意見

○ 医療機関における未収金の問題について

- ・ 未収金は、膨大な額になるだけでなく、医療職の職業意識を著しく傷つけており、問題意識を持っている。

平成22年11月10日
社会保険診療報酬支払基金

支払基金としての意見【審査体制の在り方関係】

標記については、現段階での議論の状況を踏まえて暫定的に整理すると、次のとおりである。

1 審査の判断基準の統一化

- 支払基金における審査の基準となるものは、厚生労働省によって公定される保険診療ルール。
- 現行の保険診療ルールについては、個別性を重視する医療との関係で相当程度の裁量の余地が認められているため、様々な解釈が成り立ち得るところ。これは、審査の決定をしなければならない都道府県単位の審査委員会がそれぞれローカルルールを設定せざるを得ない根本的な要因。
- したがって、審査の不合理な差異を解消するためには、支払基金において、「専門分野別ワーキンググループ」の編成、「審査委員会間の審査照会（コンサルティング）」の実施など、審査委員会の機能の強化に取り組むばかりでなく、厚生労働省においても、保険診療ルールの解釈に混乱を生じないよう、保険診療ルールの明確化に取り組むことが重要。

2 高度・専門性を有するレセプトの審査体制の在り方

- ブロック中核支部に設置された審査委員会等が専門的な診療科等に属するレセプトの審査を実施する仕組みを求める趣旨は、専門的な診療科等については、都道府県単位で専門医を審査委員として配置することが困難であること等にある。したがって、請求額で区分する方法では、問題の解決にならない。
- また、専門的な診療科等に属するレセプトの審査における判断は、他のレセプトの審査における判断に影響し得るため、審査の不合理な差異の解消に資するよう、審査委員会相互間での緊密なコミュニケーションを確保することが必要。その際には、全国規模で直接に都道府県単位の審査委員会の意見を集約するよりも、まずは、ブロック単位で都道府県単位の審査委員会の意見を集約し、その上で、全国規模でブロック単位の審査委員会の意見を集約する方が、現実的であり、機動的な対応を期待することが可能。
- 加えて、全国における専門的な診療科等に属するレセプトの審査をすべて本部に設置された特別審査委員会等に委ねることは、取扱件数との関係で困難。
- したがって、制度上、医療機関所在地の審査委員会以外の審査委員会が一定の類型に属するレセプトの審査を実施することを可能とした上で、実務上、
 - ① 集約的な審査の対象となるレセプト
 - ② 審査を集約する単位等については、公正に競争する関係にある各審査支払機関の判断に委ね、それぞれの創意工夫による審査の充実及び効率化を促進することが適当。

3 再審査の審査体制の在り方

- 不合理な支部間差異の解消が求められているため、「上級の審査組織」における判断を通じて都道府県単位の審査委員会における判断を統一化する基盤を整備することは、有意義。
- もっとも、
 - ① 再審査請求件数が少なくないため、再審査以降の審査をすべて「上級の審査組織」に委ねることは、実施体制を確保する上で現実的でないこと
 - ② 都道府県単位の審査委員会においても、原審査を担当した審査委員以外の審査委員に再審査を担当させる取扱いとすることは、可能であることにかんがみると、都道府県単位の審査委員会が再審査を実施した上で、「上級の審査組織」が再々審査以降の審査を実施する仕組みとすることが適当。
- この場合においても、「上級の審査組織」については、
 - ① 不合理な支部間差異の解消に資するよう、「上級の審査組織」における判断を都道府県単位の審査委員会における判断に的確に反映させる必要があること
 - ② 組織の新設は、追加的な費用や労力を必要とすることにかんがみると、審査支払機関における既存の組織を活用することが効果的かつ効率的。
- また、不合理な支部間差異の解消に資するよう、全国規模でも、「上級の審査組織」を設置する必要があるものの、審査委員会相互間での緊密なコミュニケーションを確保するためには、ブロック単位でも、「上級の審査組織」の設置を可能とすることが現実的。

- したがって、各審査支払機関が取り扱うレセプトについて、再々審査以降の審査をすべて全国規模とするか、あるいは、再々審査をブロック単位、再々々審査を全国規模とするかについては、公正に競争する関係にある各審査支払機関の判断に委ね、それぞれの実情に応じた取組みを促進することが適當。
- なお、公正な審査を担保するための三者構成を廃止する理由を見出すことは、困難。(韓国では、かつて保険者の一部であった審査機関は、医療機関との間で緊張関係にあり、審査関係訴訟は、年間で30件程度に達しているものと承知。これに対し、審査委員会を三者構成、理事会を四者構成としている支払基金においては、審査関係訴訟は、昭和23年9月における支払基金の設立以来、29件にとどまっているところ。)

**国民の信頼に応える
審査の確立に向けて**

(抄)

平成22年2月26日

今後の審査委員会のあり方に関する検討会

第3 審査をめぐる課題とこれからの目指すべき方向

IV これからの審査体制

- 現在、審査委員会は全国47支部に置かれて審査を実施しているが、この体制について見直すべきとの指摘があり、議論を行った。
 - 見直し論を整理すると、
 - ① 現在の審査体制は、紙レセプトを審査するために形成された体制であり、電子レセプトはその移動や集中処理が可能となることから、47支部に分散させる必要はないのではないか。
 - ② そのことにより、効率化やコストの削減が図られるのではないか。
 - ③ 47支部の審査委員会の間に差異が生じているため、審査委員会を統一すべきではないか。
 - というものであり、これらの論点について、検討した。
- まず、レセプトの取扱件数について、現在の支部の状況をみると、最大支部の東京と最小支部の高知では約23倍、審査委員数では約7倍、職員数では約16倍の格差がある。
 - このような現状を考えると、いくつかの中小支部を統合し、大きな支部にまとめることは技術的に可能であるとの議論があった。
- 支部間差異解消のために、審査委員会を統合すべきとの議論については、
 - ① 例えば、ブロック単位で統合してもブロック間で差異が生ずることになるのではないか
 - ② 統合により支部間差異を解消するには、全国一つの審査委員会としなければならなくなるが、これまで述べてきたように、保険診療ルールにおいて、審査委員の判断に委ねられる領域が相当ある審査においては、多くの審査委員によって審査を行わざるを得ず、このように多数の審査委員を一堂に会して審査することは、現実的ではないのではないか。

- 支部間差異解消については、「Ⅲ」に述べた方策により対応することにより審査の質を高め、公平・公正な審査を実施することが必要であり、これを達成すれば、複数の支部の審査において不合理な差異が生ずることはなくなるのではないか。
- 審査委員会の審査は、査定することのみが目的ではないことから、保険医療機関等に対する適切な保険診療への指導・啓発が重要であり、これらを行うためには、きめ細かい単位で行うべきではないか。この観点から、各支部に審査委員会があれば、個々の保険医療機関等の情報もより細かく得られ、指導・啓発においてより効果的ではないか。
- 各支部の審査委員会において、県内の同僚が審査するという体制は、医師として診療行為を同僚に審査されているという緊張感が生じるのではないか。
- 都道府県単位に医療提供体制が構築され、医師会等の職能団体も都道府県単位であることから、現状においては、審査も都道府県単位で行うことが適当ではないか。
- このように、本検討会の議論においては、支部間差異の解消については、審査委員会の再編・統合という手段ではなく、別途の方法で行うべきであり、保険医療機関等から適正なレセプトの提出を求めるという審査の本来の意義から考えると、最も効率的な体制についての議論もすべきであるという意見もあったが、現状においては 47 支部で審査を行うことが現実的であり、かつ、効果的であるという意見が大勢であった。
- ただし、47 支部の審査委員会の体制を続けるとしても、国民の理解と信頼を得ていくためには、47 支部の審査委員会における審査の質と効率性をさらに高め、公平・公正な審査を実施していくことが前提となる。
- さらに、47 の支部には規模に大きな格差があることは先に述べたとおりであり、規模別でみると規模が大きい上位 9 支部で原審査定の 55% を占め、下位 28 支部で 26% の状況である等、大支部と小支部では置かれている条件が非常に異なっていることにも留意が必要である。

- 規模が小さい支部の審査委員会においては、専門科の審査委員の確保に困難なところもあり、また、1診療科に1人の審査委員の場合は、相談・協議ができないこと等から判断に困るケースなどもあり、これまでこのような事例に十分な支援体制を組んでこなかったことも、差異を生ずる遠因となっていると考えられる。
- このため、専門的な審査に対応できない診療科等については、ネットワークを活用し、本部若しくは審査可能な大支部によるコンサルティングを行うことができるシステムの構築が必要であり、本部や中核的な支部の機能を強化することが求められる。

V 審査委員会の運営のあり方

2 三者構成

- 現在の審査委員会の運営の基本となっている三者構成や合議決定についても議論した。
- 三者構成の実態については、各審査委員は、審査に当たって、あくまでも保険診療ルールに適合しているか否かの観点からの審査を行っており、どの団体からの推薦であるかについてはほとんど意識していないとのことであった。
- しかしながら、審査委員を選任するに当たって、三者構成の制度を採用していることは、審査の中立性・公平性・公正性の確保を手続き的に担保しているものであると解され、当事者である審査委員はそれを意識していないとしても、三者構成を積極的に変更、廃止する理由は見出せなかった。
- なお、三者構成をめぐる課題として、審査委員の選任は各団体の推薦によるとされるが、2年に1度の改選の際に審査委員の確保が困難なこともあります、事実上診療関係団体に全面的に依拠している支部もある。この制度の趣旨に照らし、今後は選任に当たり、保険者にも積極的に働きかけていくべきである。